

雇用環境整備 / 適正事業者認定制度

一般社団法人日本雇用環境整備機構

雇用環境整備 / 適正事業者認定制度とは？

育児者・障害者・エイジレス・学生・外国人対象者の雇用促進のための支援と雇用環境の整備の推進を目的とし、適正な雇用環境が確保されているか、当該対象者とのトラブル予防など、労働者が満足できる適切な職場環境・雇用環境が整備されているかについて、一定の基準を満たした事業者を「適正事業者」として認定します。認定を受けたい科目を選んで申請ください。

雇用環境整備 / 適正事業者認定マーク

適正な雇用環境整備事業者と認定された事業者に「適正事業者認定マーク」を配布します。認定事業者はその行動指針等が公開され、CSR 向上及び社内の育児・障害・エイジレス・学生・外国人対象者雇用へのコンプライアンス意識の強化など、適切な雇用管理体制の推進に資することができます。また求職中の育児者・障害者・エイジレス対象者にとっては信頼性のある事業者の発掘の一助となり雇用の促進に資することができます。

適正事業者に認定されると、名刺やホームページ・会社案内等で「適正事業者認定マーク」を使用できます。

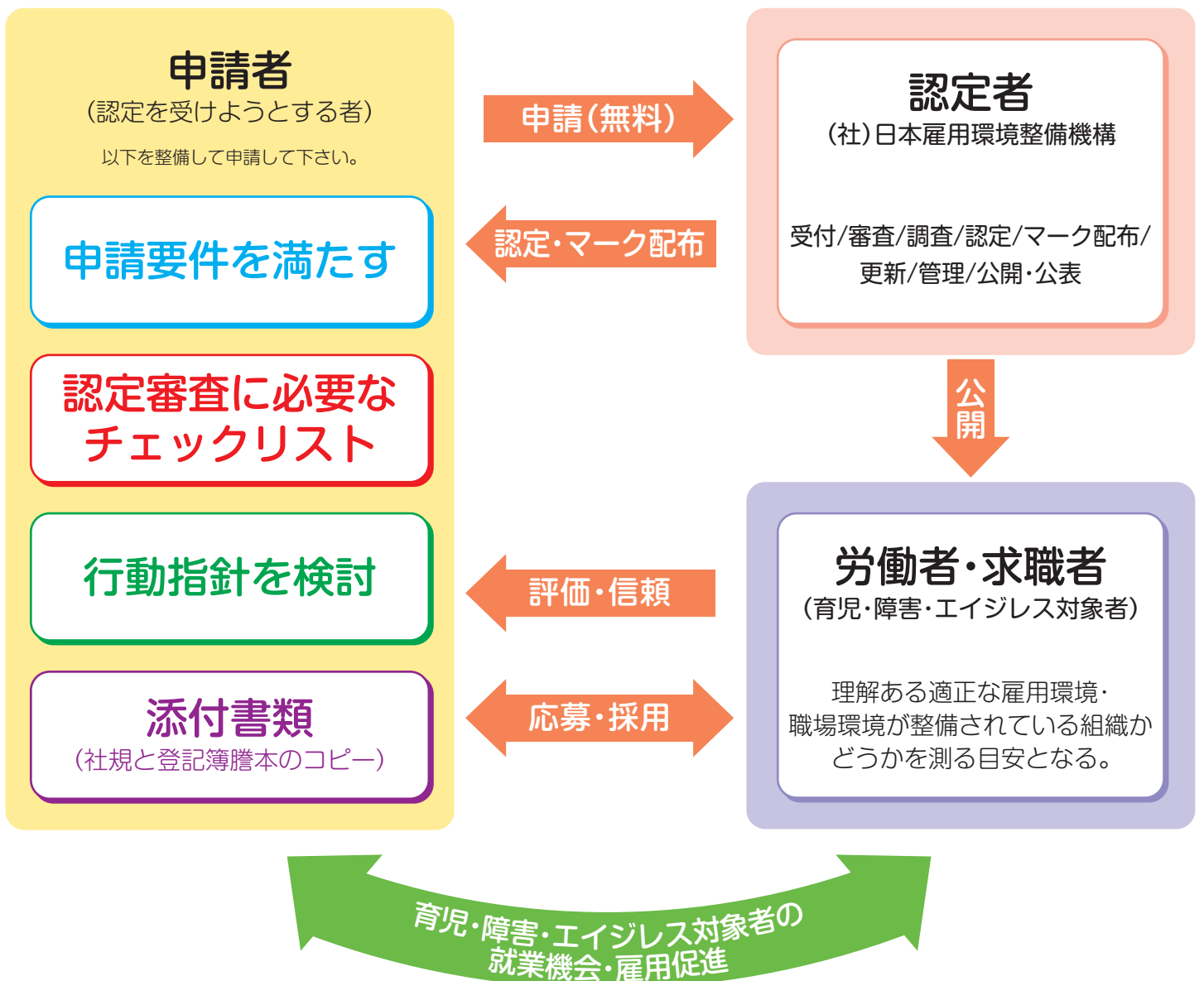


育児者・障害者・エイジレス・学生・外国人それぞれの『人』が協力して組織の和を築き上げている様子を表現しています。

登録商標（特許庁登録番号第 5712767 号）

審査・認定の流れ

- (1) 適正事業者認定を受けようとする事業者は、申請要件を満たしたうえで、一般社団法人日本雇用環境整備機構へ所定の申請書類を取り寄せてください。
- (2) 申請書類を作成し、必要添付書類を同封のうえ、同機構まで提出してください。
- (3) 提出された申請書類等をもとに審査いたします。認定基準を満たしているかどうかを判断して、認定の可否を決定します。
 - ※必要により審査員が事業所を訪問し、職場確認や関係者へのヒアリングを行う場合があります。
 - ※認定を受けた場合は所定の認定料がかかります。認定を受けられなかった場合は費用負担はございません。
- (4) 認定基準を満たしている場合は、適正事業者として認定され「認定マーク」が発行されます。併せて認定取得事業所である旨と申請内容に基づく行動指針等を国民に広く公表・公開いたします。
 - ※適正事業者認定には有効期限があり（最大3年）更新が必要です。また、認定付与後に認定基準を満たさなくなった場合や法令違反等の一定の取り消し事由が発生した場合には認定を取り消す場合があります。



適正事業者認定の種目

認定を受けようとする者は以下のいずれか1つ以上の種目を選択して申請する。

第Ⅰ種：

育児者雇用環境整備認定マーク

第Ⅱ種：

障害者雇用環境整備認定マーク

第Ⅲ種：

エイジレス雇用環境整備認定マーク



第Ⅳ種：

学生アルバイト

雇用環境整備認定マーク

第Ⅴ種：

外国人雇用環境整備認定マーク



※適正事業者認定は該当する種目ごとに審査を受ける必要があります。取得しようとする種目の雇用環境整備士資格者が組織内に設置されていなければなりません。

第Ⅰ種・第Ⅱ種・第Ⅲ種のすべての認定を取得している事業者のマーク

認定料

審査料・認定にかかる費用負担はございません。

審査料・認定料 無料

※本制度の周知・普及をすることを目的とし、**令和7年4月1日より以降に申請を申し込んだ者は審査料・認定料は免除(無料)**するものとします。

更新料 1万2千円(法人会員は無料)

※有効期間は3年間とし、基準を満たしている場合は更新継続されます。

※本機構の法人会員として入会している者は**無料**とします。

適正事業者認定の申請基準

認定を受けようとする者は以下の申請基準を満たしている必要があります。

- (1) 法人格を有する組織で法務省または法務局への法人登記がなされている企業・団体等（以下、組織）。
- (2) 設立から満 12 カ月を経過している組織。
- (3) 直近 3 年間、労働基準法・職業安定法等の法令に重大な違反をしていない組織。
- (4) 役員を除く雇用労働者が 1 名以上いる組織。なお、雇用労働者とは賃金を支払い職務に従事させている者を指し、正規雇用以外に派遣社員・パート・アルバイト等も含む組織とする。
- (5) 育児者・障害者・エイジレス・学生・外国人の適正雇用の実施実績又は実現を目指し、将来にわたり継続の意思を有する組織。
- (6) **雇用環境整備士資格者**が社内等に設置されている組織。
※申請する認定種目に対応できる整備士（第Ⅰ種～第Ⅴ種）が設置されていること。
- (7) その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実が認められない組織。

適正事業者認定の認定基準

労働者を受け入れるにあたっての適正な採用基準・雇用後の適正な配慮が整備されていて働きやすい雇用環境が整備されているかどうかを主に審査します。

育児者へのワークライフバランス、障害者への専門知識や理解、満 35 歳以上への積極採用や適材適所配属、学生アルバイトへの適正なシフト管理やバイトテロ対策、外国人への入管法審査や差別ない労働環境、など各対象者への整備状況を審査いたします。

認定を受けるためには必ずその科目に適合した雇用環境整備士が社内設置されている必要があります。まだ設置していない場合は、雇用環境整備士を養成したうえで申請してください。

※雇用環境整備士とは本機構の指定講習会を受講し、資格者と認定された者をいいます。



雇用環境整備 / 適正事業者認定制度に関するお問い合わせ先



一般社団法人 日本雇用環境整備機構

事務局 〒160-0023

東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F

TEL : 03-3379-5597 FAX : 03-3379-5596 e-mail : info@jee.or.jp

ホームページ : <http://www.jee.or.jp/>